

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	日本国籍を保有していても日本以外の国籍を持っている場合は書くようにするべき。複数の国籍を持っている場合どの国籍を書くのか明確にするべき。	複数の国籍をお持ちの方については、本人確認書類に記載されている国籍を貸金業務取扱主任者の登録申請書に記載いただき、貸金業務取扱主任者の登録簿にも記載することとしております。
2	今回の改正は、戸籍法施行規則の一部改正に伴い、日本国籍を有しない者について特定の地域を含めた国籍等を登録・記載できるようにする趣旨であり、合理的な対応として賛同する。一方で、改正後の各様式における文言は「その国籍等」などの表現にとどまっており、申請者が具体的にどのように地域名を並記すべきか(例:国名と地域名の区切り方や順序など)が明確ではない。申請者による誤記やそれに伴う手戻りを防ぎ、登録実務を円滑に運用するため、各様式の「記載上の注意」に具体的な記載例(例:国名と地域名をどのように記載するか等)を追記するか、あるいは改正の施行に合わせて速やかに具体的なQ&A等のガイドラインを公表することを提案する。	各様式に記載すべき「国籍等」の定義は改正後の貸金業法施行規則第26条の51第1項第1号の規定のとおりであり、実務上も明確であると考えております。
3	今回の改正は、戸籍法施行規則の改正を踏まえ、特定の地域の法を本国法とする者について、貸金業務取扱主任者登録簿に当該地域を含めた「国籍等」を登録できるようにするものであると理解するが、単に他制度の改正に合わせるという説明だけでなく、貸金業務取扱主任者制度において変更する具体的な必要性を明らかにしていただきたい。 また、特定の地域を適切に表記する必要性そのものを否定するものではないが、金融行政に関係する資格者の登録制度を変更する以上、表記上の配慮によって、本人確認、資格管理、金融犯罪対策、行政監督及び法執行の実効性が低下することがあってはならない。「本国法」という概念が、日本国内において外国又は特定地域の法律を日本法より優先して適用する制度であるかのような誤解を招かないよう、日本国内で貸金業務取扱主任者として活動する以上、国籍・地域にかかわらず、日本の貸金業法その他適用される日本法を遵守することを求める。	本改正は、戸籍や住民票等の取扱いとの整合性を図る観点から、戸籍法施行規則の改正に合わせ、日本国籍を有しない者について、貸金業務取扱主任者の登録簿において国籍に代えて特定の地域の記載を可能とするものです。我が国で貸金業を営む以上、我が国の貸金業法が適用されることは明確であり、金融庁としては、同法の執行を適切に行ってまいります。

4	本改正は、戸籍法施行規則の改正に合わせ、日本国籍を有しない者の貸金業務取扱主任者登録簿において「特定の地域」（台湾、パレスチナ等）を含めた国籍等を正確に登録できるようにする技術的・形式的な整備である。国民（納税者・消費者・事業者）にとって明確な利益があり、反対すべき不利益部分は存在しない。賛成理由は以下のとおり。 1. 正確な行政記録の確保による規制の信頼性向上 2. 追加的な国民負担・規制強化がない 3. 公平・実務的な取扱いの実現 4. 大規模なシステム改修や人員増を伴わない点での財政中立性 本改正のような「他法令改正に伴う当然の整合性確保」は迅速に進めるべきであるが、今後の貸金業関連規制全般については、行政コストの増加を招く過度な様式・報告義務の追加を避け、可能な限りデジタル化・簡素化を進め、結果として税負担の軽減につながる方向を強く求める。	貴重なご意見として承ります。
---	--	-----------------------